

最初に、議席3番、須藤信吉君。

〔3番 須藤信吉君登壇〕

○3番（須藤信吉君） 皆さん、おはようございます。また、傍聴の皆様におかれましては早朝よりお出でいただきましてご苦労さまでございます。議席番号3番、須藤信吉でございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告書に基づき4点、5項目質問させていただきます。執行部の誠意あるご答弁よろしく願いいたします。

最初に、（1）、予算事業説明書配布の件ですが、長野県小布施町の説明資料をとりましたら、事業別予算説明が詳細に、わかりやすく作成されています。当町におかれましても予算がどのように使われているか、広く住民に理解していただくとともに、税金等の滞納対策等に役立つと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

次に、（2）、①、通学路の安全対策ですが、特に境一中より西南医療センター西側道路、町道1551号線は狭く、登下校中通勤時の通行量も多く、子供たちが事故等に遭わないように交通安全施設の定期的、または計画的な改善策を講じていただきたいと思います。

②、小中学校におけるいじめ問題等による不登校生徒数ですが、平成18年、19年度と18名、24名と減少の傾向はまだ見られませんが、要因は同じようなものでしょうか。また、現在マスコミ等で騒がれております携帯メール、インターネット掲示板でのいじめ等は境町では発生されていますか。もしありましたらご報告をお願いいたします。

3番目、妊婦健診公費負担についてお伺いいたします。我が国では、定期的な妊産婦健診が行われるようになったのは、1965年の母子保健法の制定以降であり、当時日本の妊産婦の死亡率はアメリカ、イギリスに比べ3倍近い数字を示していました。その後、健診内容の充実などから死亡率は下がりましたが、2005年度では出産に伴って62人の妊産婦が亡くなり、妊婦22週以降生後7日以内の周産期死産もあり、亡くなった新生児は1,000人に対し4.8人に上っております。まだ対策は十分ではありません。厚生労働省によると、母子の健康のため妊婦にとって望ましい健診回数は14回、最低限必要な健診は5回とされています。しかし、平均的な健診費用が1人当たり約12万円もかかり、これを補うために公費負担は全国平均で2回程度にとどまっています。

こうした実態の改善に向け、国は2007年度予算において妊産婦健診の助成を含んだ少子化対策のため地方交付税額を2006年度の330億円から700億円に倍増いたしました。そして、厚労省は1月に妊産婦健診の実施主体である市町村に対し、最低5回の妊産婦健診費用を公費で負担するように要請をしました。当町の現行と今後の取り組み方についてお伺いいたします。

4番目のプラステンクーポン券について。1回目、平成18年度のクーポン券発行されまして、そのときの結果報告として経済効果及び売上分析、これは業種別をされ、対策をとられて、2回目が11月に販売開始されたと思います。券の売り上げは順調に進んでいると聞いております。この対策は、消費流出の防止による町内商業の活性化を目的として、境町商工会が事業主体で行っている事業であると思いますが、商工会よりの報告がどのようであったかお伺いいたします。

以上、4点質問いたしますので、ご回答のほうよろしく願いいたします。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 皆さん、おはようございます。一般質問ということで、きょうは傍聴者の方も見えておられます。大変ご苦労さまでございます。

それでは、須藤議員さんの1項目の予算事業説明書についてということで、ここに資料を今いただいたところでありまして、これは、長野県の小布施町、小布施ミュージアムで有名なところで、私も何回か視察に伺ったところでありまして、予算説明書につきましては、これ、担当部長より詳しくお答えをさせたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田山文雄君） 総務部長。

〔総務部長 石塚光男君登壇〕

○総務部長（石塚光男君） それでは、予算事業説明書につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

質問要旨の「ここに使います・ことしの予算」などの住民に対する説明資料を配布してはどうかということでございますけれども、町では現在住民に対しまして予算・決算などを広報紙及びホームページに掲載をいたしまして、公表をいたしているところでございます。内容等を申し上げますと、4月の広報紙に重点施策を講じた新年度予算の概要、さらに11月には境町議会だよりによりまして決算の概要、12月の広報紙に境町財政事情書の上半期における一般会計及び特別会計の収入・支出の状況、また町税の負担状況、町有財産及び基金の状況等を掲載し、公表をいたしているところでございます。また、ホームページにおきましても、予算・決算及び財政状況などを公表いたしております。

ご指摘の予算事業説明書を冊子にいたしまして配布することにつきましては、現在行政改革等も実施している中でございますので、町といたしましては広報紙及びホームページなどをさらに活用いたしまして、財政に対する住民の意識高揚を図ってまいりたい、このように考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） ただいまの総務部長の答弁の中にありましたけれども、現在広報だよりには4月号、これに載っております。その辺について何が違うかといいますと、この中身について事業別予算説明、これが頭に来るわけですね。これの細分化されたものが1点ずつ書かれていまして、この予算がどのくらいかかるのと、その予算はどこから持ってきているのかというもので書いてあります。工事関係においては、工事の概算的な内容、工事の期間等もこれは明記されてあるのです。

それから、最後のほうには、資料として人口動態の状況とか高齢者推移、5歳段階別人口の内訳とか、あとは町の暮らし、これは町の暮らしというのは出生から死亡とか、そんな詳細が町に行われている、発生しているものは細かく書いてあります。

それから、私も何度か質問はしているのですが、町税、地方交付税、決算額の推移とか、あとは町債残高の推移とか、この町にかかわる載っているものがごく詳細、グラフを交えて、表を交えて全部載っているわけです。ですから、住民がこの本を見ることによって実際に自分たち

が納税した税金がどのように使われているのか、交付税がどのくらい入って、その交付税がどこに使われているのか、一般財源として使われているのか、全部書いてあります。この辺のものを検討していただいて、20年度は無理かもしれませんが、21年か、それなりに検討していただければと思います。

ちなみに、これの部数が小布施町では3,800冊、これにかかった費用が140万、19年度でちょうど3回目、当初これをつくるための人力はかかったと思うのです。一度フォーマットができてしまえば、そこに当てはめることですので、2回目、3回目というのは作業的には大分省力化されるのではないかなと思っております。私が確認したのは、この平成19年度版、これが3,800冊つくりましたと。その中に「費用はどのくらいかかりましたか」と言ったら、「140万です」ということで、私の耳の聞き間違いでなければそのような予算でやったということを確認しております。ですので、その辺も踏まえてどうなのかというのを町長なり総務部長なり、答弁をいただければ、お願いいたします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

野村町長。

○町長（野村康雄君） 今のその本見せて、私見たことないのですけれども、実を申しますと。恐らく県内でそういうを出しているところは皆無だと思えます。全国でも恐らく住民に全部予算書を配っているというのは、何力所あるかわかりませんが、恐らく少ないのではないかなと思えます。確かにこれくらいのページでわかりやすく出すというのは必要かなと、私も今議員さんの話聞いていて感じました。ただ、そこまでのものを出して、果たして住民の方が全部細かく見ていただけるのかどうかという疑問もあります。議員さんは、そういうものを出さなくてもすべてもう予算、決算、何年もやっていますから、ご存じだと思うのですね、内容は、町の状況は。果たして住民の方まで厚い説明書を出してお配りしても、果たして見ていただけるのかどうか。私は、出すのだったら、せいぜいこれくらいのページで本当にわかりやすいものを住民の方に理解してもらうために出すのは今必要かなと思いつつながら、議員さんの話は伺ってありました。後ほどその本を私どもの財務のほうで研究させまして、今後の課題として研究をさせていただきたい、こう思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（田山文雄君） 質問はどうか、いいですか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 私が、これをあえて今回質問に持ち上げましたのは、この本を取り寄せて、何人かの人にこれ見ていただいたのです。確かに先ほど町長の答弁ありましたように、ばらばらと見て終わる人、あとは「今、税金の滞納はどのくらいあるの」と言う人なんかは、自分が興味を持っている項目については見えています。実際にこれが発行されれば、どのくらいの効果があるのか、まだ皆無だと思えますけれども、できれば140万という金額、これは3,800冊ですから、これよりもオーバーすると思うのですけれども、検討に値するかなと思えますので、よろしくお願いいたします。これについて答弁は結構です。

○議長（田山文雄君） これで須藤信吉君の1項目めの質問を終わります。

続いて、質問の2項目に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 針替道子君登壇〕

○教育長（針替道子君） 教育問題のうち通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、毎年小学校では授業参観時や通学班ごとに親子で通学路を歩き、危険箇所のチェックをして、地域安全マップの作成や110番の家の確認などを行い、交通安全・防犯に対する意識の高揚を図っております。中学校においても交通量の多い地域や交差点等の見通しの悪い地点、狭い道路など危険箇所の把握に努め、常に担任の先生を通じ注意を促しているところでございます。さらに、登下校時における安全面の指導につきましましては、警察署とか保護者及び母の会の皆さんの協力をいただき、実技を含めた講習会を実施し、事故防止に努めているところでございます。

特に、議員さんのご質問の中で、狭い道路というお話がございましたが、多分西南医療センターの裏からちょうど池田医院から通じるあの丁字路にぶつかる道だと思いますけれども、これ大体600メートルございまして、十字路が2つ、それから丁字路が5つございます。その件につきましても、学校としても交通指導の重点地区として縦一列通行の徹底や一時停止の励行等について指導の徹底を図っております。また、そのことにつきまして道路を管理している建設課とか、それから交通防災課等の関係機関とも協議を行う中で、注意を促すための標識やカーブミラーの設置について要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、小中学校におけるいじめ問題の中で、不登校の対策についても申し上げたいと思います。最近の本町の学校内におけるいじめに関する情報は、直接教育委員会の相談室に電話で3件、それから匿名の女性の方から2件ございました。さらに、学校ごとでは相談が1校だけでしたけれども、数件学校のほうに直接ございました。その匿名の電話と申しますのは、女性の方からは、本人ではなくて知り合いの人から聞いた話と前置きしてお話でございました。このような電話による情報提供があった場合には、学校に対し電話の内容を伝え、学校全体で実態を把握するべく指示し、対応しているところでございます。また、学校では日ごろよりいじめ発生の未然防止と早期発見のため、小学校では道徳の時間等を利用し、だれとでも仲よくし、認め合い、人の気持ちを大切にすることを育てるための指導や学校全体での集会を開催し、共通理解を図っております。また、中学校においても人権の内容を含めたアンケート調査や県の派遣事業を利用したカウンセラーによる相談等も行い、早期発見に努めているところでございます。

次に、小中学校における不登校の現況でございますが、12月5日現在、児童生徒の人数は小学生が6名、中学生が16名、計22名となっております。この中には、町の適応指導教室（フレンドスクール）に在籍して、学校復帰のために努力している生徒が5名となっております。不登校の基準につきましましては、年度当初より累積し、欠席日数が30日を超えた場合に不登校扱いとなります。ただ、本町としては可能性を考えて10日以上を調査しているところでございますが、文科省とか県では30日という規定がございます。しかし、病気による長期欠席や経済的理由のための欠席は不登校の対象として含めないということになっております。不登校になる場合は、突然欠席が続くようになるというものではありません。時々休むことからさらに多くなり、続くようにな

る事例が多いようであります。最初は、頭が痛いとか風邪を引いたからなど、簡単な理由から休むようになるような状態がございます。不登校になる場合の事前対策としましては、各学校としましても苦慮しているところでございます。不登校になってしまった場合の対応につきまして、学校におきましては校内における学習，生活に関する部分につきましては対応することができますが、家庭生活部分については大変困難な状態であります。

本年の第1回の定例会のときに、須藤議員さんからのご質問にお答えしたのと重複するかもしれませんが、学校といたしましては担任、担任外による家庭訪問指導や朝迎えなどに行くなど登校のための指導，さらに児童生徒による励ましの手紙や担任による電話等による連絡，民生委員・児童委員との合同による家庭訪問による保護者への協力要請などを行っております。また、教育委員会におきましては、適応指導教室（フレンドスクール）の開設による学校復帰のため、援助・指導を初め不登校児童生徒宅を訪問し、保護者並びに本人との相談・援助や学校教育相談員による電話等による相談などを行っております。

不登校の状況により家庭生活環境に関することが原因となる場合には、学校・教育委員会・福祉課・民生委員・児童相談所等連携を図り、家庭訪問や情報交換のための打ち合わせを行い、早期に学校へ復帰できるようきめ細かな支援を行っているところでございます。

12月5日に各小中学校の校長や生徒指導担当者を対象として緊急に不登校対策の会議を開催したところでございますが、今後ともさらに関係機関の連携を深め、一日でも早く学校復帰ができますよう努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） ただいま教育長の答弁におかれましては、不登校について……済みません。ちょっと逆転しましたけれども、不登校について前回の質問したときの内容と要因的にはそんなに変わっていないのかなと思われまます。この不登校については、私が確認したかったのは、携帯でのメール、あとはパソコンのインターネットでの掲示、こういうものが境町でも何件か出ているのかなと。これは、大阪なんかではもう結構出ていまして、これを教育委員会で取り上げて検討するという事も聞いています。この辺となりますと、本当に第三者が確認できないいじめに入ってきますので、その辺においても十分注意をしてやっていただきたいなど。だから、携帯電話の取り扱い、これ学校での取り扱いにはできるだけ十分注意をして、先生方はともかく学校においても家庭においても地域においても、私たちが注意をしてやっていきたいと思っておりますので、もしそういう例がありましたら、お聞かせ願えればと思っております。もしなければ結構です。

それから、1番目の通学路の安全対策ですけれども、これは二、三件、ちょうど西南医療センターの西側、先ほど言いましたけれども、あの辺の通路において接触事故、接触事故というよりも接触をして傷はつかなかったのだけれども、車の持ち主が非常に車をきれいに扱ってしまして、弁償しろということをして、それに遭遇しまして、警察を呼んで立ち会ったこと1回あるのです。そのときに、警察のほうはこの道路は通学路で、危ないと思ったら徐行ではなくて停止をなさないと。停止をしないからあなたが悪いのですということ、しゅしゅ帰りましたけれども、これが

児童にけがでも発生しましたら、それだけでは済まされないので、この辺の対応について、あそこ本当に通勤と児童の登下校が、これが一緒になることがありますので、その辺の交通安全の施設、そういうもののできるだけの整備をしていただいて、安全確保に努めていただければと思います。もし今現在、この辺で何か検討されているものがあれば、ご報告をお願いいたします。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（針替道子君） では、お答え申し上げます。

まず最初の携帯電話等を使ってのいじめの件ですが、数件入っております。それで、これ中学校ですけれども、その件につきまして携帯電話の使い方、それから現在どのように、学校には一切持ってきてはいけないことになっております。家庭に帰ってから携帯電話等でいじめのようなものとか、それから一般の有職青年なんかからの電話が入っているというようなのも数件入っております。その子供たちに対しては、特に家庭連絡をして、携帯電話を持っているのは非常に危険だから持っていることをやめるように再三指導はしております。数多く入っておりますが、特に携帯の使い方については生徒全体に指導を行っております。

それから、もう一つの件ですけれども、交通接触事故についても報告がありました。事故というほどではないのですね。確におっしゃったように、ちょっと接触したということで、その件につきましてはやはり教育委員会だけでは先ほど申し上げましたようにどうにもなりませんので、建設課とか交通防災課等にご協力をいただいて、ただあそこは大変狭いものですから、一時停止とか生活道路ですよね。生活道路ですので、一時停止とか、それからミラーをつけたり、そういうようなことについてはちょっとよほど慎重にやっていただくものかなと思いますので、話を十分聞いておりますので、そのほかの課ともご指導いただきながらと思っております。

以上です。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 教育問題において携帯メール、これについては本当に興味のある、持たれるちょうど年ごろで、どこにでも介入していけると。ですから、結局はその中にはまってしまったら、そこは抜け出すのが大変であると。そうなっては困りますので、一応今学校のほうでは、中学校では携帯電話の持ち込みは禁止と聞いています。聞きましたので、その辺は安心していただけますけれども、家庭においてはできるだけ携帯電話取り扱いについては学校、地域、家庭というのでやっていただければと思います。

また、交通安全対策ですけれども、生活圈道路となっているということで、非常に狭い。今後、財政が豊かになってきましたら、あの辺を重点的に検討させていただければと思います。これで説明は結構です。

○議長（田山文雄君） これで須藤信吉君の2項目めの質問を終わります。

続いて、質問の3項目めに対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 2項目につきましては、教育長がお答えいたしましたけれども、通学路の件なのですけれども、これは毎年母の会と安全協会で点検をしております。その年ごとに毎年要望来るのですけれども、全部歩道をつければ問題はないのですけれども、なかなかそこまでできないものですから、でき得る限りそれに対処しなさいということで、建設課のほうに指示をさせていただいて、その年々で対処できるものは予算の範囲内で今やらせていただいているところなのです。ただ一番いいのは全部歩道をつけてしまえば一番いいのですけれども、これ予算的にちょっと非常に大変なことでありますので、その辺は町で対応できる範囲を今やらせていただいているところです。場所によっては本当に水がたまって困るところ、これ毎年塚崎のほうから出ているのですけれども、なかなか対処の方法が難しく、予算との絡みもありましてできない部分もあるのですけれども、それらについては今後ともできる範囲で安全対策に万全を期していきたいと思っております。

それと、3番の妊産婦健診の公費負担でありますけれども、境町は小児科とか、いわゆる産婦人科が非常に全国的に不足している。茨城県でも県北へ行くと本当にもう重要な課題といたしますか、そのようでありますけれども、幸いこの地域は西南医療センターさんが産婦人科を扱って、さらに周産期医療もやっていただいているということと、また民間の病院でも今度産婦人科も扱うということになりまして、同じには恵まれた地域かなと、医療機関に私はいつも感謝を申し上げるところであります。

そういう中で、健診の費用負担ということでもありますけれども、これまた制度が変わります。来年度からの打ち合わせも先般部長とさせていただきましたので、詳しい内容については部長のほうから答弁をさせていただきます。ただ、いつもそうなのですけれども、国ではこの分後で交付税で見ますよというふうなことを言うてくるのですけれども、それでも毎年交付税が減ってしてしまうのですね、どういうわけか。その分ふえるのかなと思うのですけれども、現実の算定基準に入ってくると毎年交付税が減らされてしまうということで、町の負担は減った上に負担だけがふえていくという状況がどんどん起きてきています。この辺をよく考慮しながら、ただこれ政策的なものは全部町としては県、国の施策に沿ってやっていかなければなりませんし、そういう意味では来年の妊産婦の健診についても数回ふやす方向で今やって、予算編成に当たりたいと思っておりますので、詳しい答弁は部長のほうからさせますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（田山文雄君） 民生部長。

〔民生部長 渡辺利夫君登壇〕

○民生部長（渡辺利夫君） それでは、私のほうから質問要旨の現行と今後の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、本町の現況でございますけれども、妊娠前期19週まで、ここでまず1回、それから妊娠後期20週以降ですね、ここで1回でございます。健診を受ける際に、補助金を交付しているわけなのですが、1回当たり6,150円です。これが現在の状況です。また、生後1年未満の健康診査がございます。そちらにつきましても2回の補助を行っております。こちらは乳児でございますけれども、1回当たり5,350円です。妊産婦さんと乳児の方ですね、そちらのほうに補助を行ってい

るわけなのですが、一般健康診査受診表というようなことでセットになっておりまして、そこで交付をさせていただいているような状況でございます。

妊産婦の公費負担につきましては、少子化対策の一環として妊娠中の健康費用の負担軽減が求められております。このようなことから、国のほうから妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方というようなことで示されております。それに従いまして、町のほうといたしましても平成20年度から最低必要回数5回ですか、先ほど議員さんが申されたとおり最低必要回数5回を負担するために新年度予算を計上したいと考えております。5回の内訳でございますけれども、まず8週目、それから20週、24週、30週、36週となっております。また、金額でございますが、1回目が1万円でございます。検査項目が1回目は血液検査等いろいろございますので、1回目が高くなっております。それから、2回目以降5回までが5,000円ということでございます。こちらの金額と回数等につきましても、県の医師会のほうと協議をいたしまして、このような形で決定をさせていただいております。

なお、この財源の関係なのですが、今町長が申されたとおり、また議員さんも先ほど交付税の云々出ました。国の考えは、地方交付税として交付するというようなことになってございます。

今後とも母子健康事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問はありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） この妊産婦健診の今回一般質問させていただきましたのは、マスコミでも騒がれていますけれども、この近辺の産婦人科におかれましては、いろんな諸問題を抱えていると。一番問題なのは飛び込み出産、これについての対応が絶対できないとされています。それは、定期健診において胎児の状態を最低5回診て、その胎児の出産時にどの状態で出産ができるのか、あとは、これは大きな病院に移送しなければならないのか、その後処理の問題があると。非常にお産に関してのトラブルが大きいということで、飛び込みの出産は今受け入れられない状態というのがこの近辺の産婦人科だと思われまして。

あとは、定期健診の費用の件ですけれども、交付税を一応各市町村には出しましたと。その財源をそれは各市町村で考えてくださいということだと思っております。先ほど町長から答弁ありましたように、健診の費用として補助が来るのであればいいのですけれども、交付税として来て、それを一般財源に回して出すということで、当然ほかのものはカットしなくてはならないということも思われますけれども、できれば病院側におかれましてはあとはこれから出産を予定、抱えている人も最低限度5回ということにおかれまして、民生部長から報告ありました8週、20週、24週、30週、36週については20年度はぜひ予算をとっていただいて、これから結婚をされる方については安心して境町でお産ができるような体制をとっていただければと思います。

この辺については、妊婦健診がいかに大事であるかを認識いただいて、20年度の実施を望んでおりますので、その辺についてよろしく願いいたしたいと思っております。その辺が慎重に審議されてやっていただければと思います。

○議長（田山文雄君） 町長、野村康雄君。



○町長（野村康雄君） 20年度からの実施ということで、もう町では意思を決定しております。それは、5回健診は間違いなく来年から取り入れていきたいと。少子高齢化時代ということで、本当に妊産婦の件ではテレビ等でも大変にぎわしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この地域は本当に医療的には恵まれていると思っております。西南医療センターの院長ともよくお話するのですが、今の西南医療センターでも建てかえの計画をしております。その中でも産婦人科等、いわゆる周産期医療ですか、これらにまだ力を入れていきたいと、こういうお話も伺っておりますので、大変ありがたいことだと思っております。

特に小児科と産婦人科につきましては、私聞いた話なのですが、非常に過労、過酷労働ということが一つ、産婦人科についてはもう患者さんを持ったが最後ゴルフにもとても行けるどころではないと、いつ夜中に医療業務が起きてしまうかわからないということが一つと、その割には何かのときがあると訴訟が非常に多いのも産婦人科と小児科なのだそうであります。そういう状況を勘案すると、なかなかそこへ、さらにその上に小児科なんかは報酬も安いのですね、医療報酬もね。そういうものを勘案すると、なかなかこれ抜本的に国が、いわゆる訴訟が起きたら国が肩がわりするとか、そういう制度でもつくらない限り医学生が産婦人科、小児科になる人はいないのではないかとされているという話を実はそういう関係者の方から伺ったことがあるのですけれども、これ町単独でできる問題ではないですが、国がその辺の政策を立てていただく中で、少子高齢化というのにもしっかり対応していただきたいなど、私は県、国にも今後とも訴えてまいりたいと思っております。

そういうことで、健診につきましては、20年度は5回実施でもう方向性ができておりますので、議員おっしゃる内容のとおり実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） ただいま民生部長及び町長より20年度からは境町は5回を実施するというので、これから結婚される方、お産に携わっている方は安心して出産を迎えることができるのではないかと思います。

では、実際に今都道府県でどのくらいのが回数をやっているというのがありましたので、ちょっと報告だけさせていただきます。妊産婦の健診は、補助金回数は全国平均で2.8回、現状では。それで、都道府県見ても無料健診が5回以上行っているところは秋田県が10回、福島県が5.8回、石川、山梨県が5回、この4県しか2回以上のところはないと、そのような財源の厳しいところで境町は20年度から実施に決定をしたということですので、私も一般質問をして明確な回答をいただきましたので、この妊婦健診についてはこれで質問を終わりたいと思っております。

○議長（田山文雄君） これで須藤信吉君の3項目めの質問を終わります。

続いて、質問の4項目めに対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 4点目のプラステンクーポンの件でありますけれども、去年は初めてと

ということで、試行錯誤の中で実施されました。12月1日に販売して、たしか12月28日には完売をしたという話であります。その後の追跡調査で、議員さんもお存じだと思いますけれども、使われた業界、そういうものの分析がされております。その内容についてここで申し上げることはいかなことと思えますけれども、それぞれ分析をされたことと思えます。もちろん商工会でも細かく分析をしております、ことしの販売については工夫したいということをおっしゃっていました。ただ1年やって、結果がすべて出るわけではありませんので、今年度が2年目ということで、19日に発売して、たしか1日の日にちょうど商工会で聞いたときには半分以上もう売れていますよという話でありましたから、かなり好調な売れ行きではないかと思っております。ただ、商工会とも話したのですが、来年度は商工会はとても予算が組めないよという話を實際しております。

そういうものを含めて今後の方向はどうかということ、またこれから検討しなければいけないのですけれども、町のほうとしましては、実はこれここ1年、2年目になります。今度の結果を見て考えたいと思うのですが、少子化対策で国のほうでキッズカードというのを発行しております。これは、入っているところと入っていないところあるのですけれども、これによってお子さんが18歳までの家庭についてはそれで5%引きとか、あるいは1%引きとか、レストランなんかでもやはり200円引きとかという子育て支援策としての対応がとられている制度があります。ことしのたしか5月に大体でき上がったと思うのですけれども、それらの事業を含めて子育て支援策として、あるいは少子高齢化という、お年寄りだけの対策としてできる方法も今後一考を要するのではないかと考えているところであります。これ、私個人の考えでありますけれども、その辺も商工会のことしの推移を見た中で来年度子育て支援策として実施したらどうかなんとも思っております。それにはやっぱり最大の効果上げないといけませんから、県との連携、そのキッズカードとの連携を町でも新たな制度をつくるかどうか含めて今後検討していきたいと。ただことしにつきましては、今の取り組みは昨年と同じ状況で取り組んでいます。ただ売り方としては、恐らく最高1家族10万ということになっていきますので、これらを含めてより多くの人に販売できるように努力をしていただきたいということを私のほうから商工会をお願いをいつもしているところでありますので、それなりの効果が上がってくるのではないかと期待をしているところであります。

以上です。

なお、細かいこと、産業部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（田山文雄君） 産業建設部長。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

ほとんどのことを町長のほうでお話がありましたので、今回販売所ということで、商工会一つということにしてあります。ただ、去年はやはり売れるか売れないかわからなかったもので、境町でボーナスが出ますので、町でも販売してもらいたい。それから、土日についてはキンカ堂、それとサティのほうで販売をしたわけなのですけれども、今回商工会1カ所で、取次店を数カ所、37カ所ですか、取次店を置いてございます。この事業につきましても、今回坂東市のほうでも実施するということになっております。ですから、昨年度不安な中で行ったのですけれども、やは

り坂東市でも参考にしてやっていただけるということですので、昨年の結果が町民にも喜ばれたのではないかと、今回もやはり1カ月早く商品券を販売している状況でございますので、ある程度の実績は残っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） このプラステンクーポン券について、前回6月の答弁の中において産業建設部長の斉藤部長のほうから、答弁の中に消費者の流出の防止、あとは町内商業の活性化、これが大きな目的であるということを知っておりまして、今回も11月に発売されて、12月1日にはもう半分ぐらい売れていると。12月のもう下旬までには全部完売するのではないかなという話も聞いています。ただ、この10万円券ではなくて、5万円ぐらいの、5万円でも発売をしていただければという話もあったのですが、これは前回の答弁の中にも5万円という話も入っていたかなと。この辺が実際に全部完売をしまして、券については成功されたと思います。ただ残念なことに、今町の中の大型スーパー、商店街を見ていると、当初のもう少しのぼりが本数がふえて、底辺の方もその辺で活性を持って受け入れ態勢がどんどんできているのかなと思いましたがけれども、まだいま一つその辺の活力が私消費者として見られていないかなと思います。

今、全般見ますと、キンカ堂においてもサティにおいても執行部の方もおわかりと思うのですが、サティにおいては今後どうするの。JT跡地についてもどう開拓されるのだということに置かれていますけれども、この辺も町当局としては商店街の見通し、この辺の何らかの対策を商工会と一緒に、これは議員も同じでしょうけれども、考えていけたらと思います。

先ほど町長の答弁の中に、私は今度坂東市も計画をしているということだったので、境町も見通しは明るいかなと。一応これはクーポン券については、3年間やらないと効果が出ないという第1回目の集まりのときには話を聞いております。ですが、これは世の中の情勢の変化もあると思うのですが、その辺において今町長の答弁の中においては3回目はちょっとよく検討しないと、難しいのではないかなという答弁もいただきました。これはいたし方ないと思いますけれども、できるだけこのプラステンクーポン券が本当に商店街の活性化に役立つ方向で進めていただきたいなと思っております。

最後に、その辺今現在のキンカ堂、サティとかJT跡地、ここ総合トータルを考えて境町として商店街をどう進めていくのか、商工会の局長と、考えあれば……、いただきます。

○議長（田山文雄君） 町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） クーポンには、議員さんご承知のとおり7,000万円で、最終的には7,700万の買い物ができるということで、700万円分が町と商工会の補助金という形で賄われております。昨年見ますと、スーパー関係ですとカスミとキンカ堂とサティだけが入っていたと思います。さらに、ケーズデンキとか、そういうところも加入していただきました。それは、販売は1万円で販売していますから、ワンセットはね。1万円で販売していて、1,100円の券が入っているということになります。そのうちの4,000円までが大型店等も使えるということになっております。ですから、最高4割までしか大型店は回らないことになっております。あとの6割はやはり地元の商店にしか回らない、そういう券になっていますので、大型店が少ないとか多いとかということは、

もう4割以上は大型店には絶対行かない方法でやられておりますので、これは大型店ではもういまいち、全部自分のところに回収してしまおうと思ってもなかなかできない制度になっております。したがって、そういう意味では大型店さんにも協力していただかないと、やっぱり券の売上げが鈍るだろうということで協力をいただいております。

これは、7,000万売りますと7,700万が町で消費をされるわけですから、活性化とまではいなくても、活性化のきっかけ、固定客をつかむきっかけというのは各商店とか店によって努力次第でできていくのではないかなと思っております。7,700万で活性化というわけにはいきません。77億ならともかく、その中ですべて活性化とはいきません。ただそれらの起爆剤、それをつなぎとめるお客さんを、手段としてはこれは個人商店それぞれが努力する中でできていくものと、このように確信はしております。そういう中でございますので、来年度につきましては、12月ですから新年度の予算では組まなければいけないのですけれども、ことしの売上げ等を見ながら、どうしても当初予算3月までに組まなければなりませんので、当面3年目は実施する方向で私としては進みたいと、もう一年はやってみたいと。先ほど言いましたとおり、それらをもうちょっと工夫して、商店にもいい、消費者にもなるほどと納得のいくようなものがつくれたらいいなど、このように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 質問はいいですか。

これで須藤信吉君の一般質問を終わります。